

在日韓国・朝鮮人問題の軌跡

高 贊 侑

二一世紀を迎え、世界的規模で国際化が進む今日、日本でも年々外国人が増加している。外国人登録者数だけでも一七八万人にのぼり（二〇〇一年末現在）、オーバースティの人々まで含めば二百数十万人にのぼる。

その内、在日韓国・朝鮮人は六三万人である。かつては韓国・朝鮮人は全外国人の九割以上を占め、在日外国人といえばほぼ韓国・朝鮮人のことをさしていたが、九一年末の六九万人から毎年減少を続け、現在では外国人登録者数の三五・六％にまで比率が低下した。とはいえいまでも日本で最多数の外国人であることには変わりない。

一般の在日外国人がこの十余年間で急増してきたのに対し、在日韓国・朝鮮人の大半は戦前・戦中から日本に居住する旧植民地出身者とその子孫である点で根本的に歴史的背景が異なる。彼らは旧植民地宗

主国だった日本の社会で、長年厳しい民族差別に苦しめられてきた。

しかし残念ながら、在日韓国・朝鮮人の実情が日本社会であまり深く認識されていないため、戦後半世紀以上が経過した今日でもなお少なからぬ偏見や誤解が根強く残されており、それにとまなう諸問題が未解決のまま放置されている。

この小論では、在日韓国・朝鮮人問題を正しく把握する上で最小限知っておかなければならない歴史的背景をまとめてみたいと思う。そのためには、およそ一〇〇年にわたる朝鮮民族と日本の近現代史を振り返ってみる必要がある。

日本の植民地時代

日本と朝鮮半島は地理的に最も近い隣国同士として悠久な善隣友好

の歴史をはぐくんできた。一六世紀には豊臣秀吉による無謀な朝鮮侵略が行われたが、江戸時代に入ると、一二次にわたって朝鮮通信使が日本に招かれ、朝鮮の文化が日本社会にも多大な影響をおよぼした。

しかし明治維新以後、両国間の友好関係は根底から覆された。日本は大陸進出の足がかりとして「征韓」を外交政策の重要課題と位置づけ、朝鮮への侵略政策を強化していった。

日清戦争と日露戦争の勝利によって列強諸国に朝鮮の独占的な支配を認めさせた日本は、一九〇五年、大韓帝国政府に「日韓協商条約」(乙巳五条約)を強要して保護国とした。さらに一〇年、「日韓合併条約」(韓国併合)を強行して植民地とし、以後、三六年間にわたり政治・経済・文化のすべてを支配していった。

一一〜一九年には「土地調査事業」を行い、朝鮮人の土地を大量に収奪した。一一年には「朝鮮教育令」を公布し、朝鮮人を「天皇の赤子」として同化させる皇国臣民化政策を推し進めた。学校では、朝鮮の言葉や歴史、地理の学習が制限・禁止され、民族文化の抹殺がはかられた。

生きるすべを奪われた多くの朝鮮人は、日本への渡航を余儀なくされた。しかし彼らは異国での激しい民族差別のためどん底の生活苦を強いられた。

二三年九月に関東大震災が起こったときには、「朝鮮人が放火した」、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」というデマが流布され、六五〇〇人の無辜の人々が虐殺されるという惨事まで発生した。

三九年に第二次世界大戦が勃発すると、植民地統治は一層激しさを増していった。同年、「国民徴用令」が施行され、日本に強制連行された多数の朝鮮人が鉄道・ダム建設や炭鉱などの現場で酷使された。

また四〇年には朝鮮人の名前を日本式に変えるという世界的にも類例のない「創氏改名」が強要された。今日でも在日韓国・朝鮮人の大半が通名を名乗っているのは、その時代の名残のためである。

朝連、民団と四・二四阪神教育闘争

一九四五年八月、第二次世界大戦が終結した。日本の敗戦は、朝鮮人にとつての祖国解放だった。当時、日本にいた朝鮮人は総人口の一角にあたる二百三十余万人に達していた。彼らは帰心矢のごとく帰国をいそぐ一方、民族教育の場を奪われていた子どもたちに母国語を教えるため、全国各地で国語講習所を開いた。

帰国運動と民族教育活動で中心的な役割をになったのは在日朝鮮人連盟(朝連)だった。朝連は朝鮮人の七割を結集する自主的な団体として一〇月に結成され、全国的な民族運動を展開していった。

これに対し、朝連と立場を異にする人々は朝鮮建国促進青年同盟(建青)や新朝鮮建設連盟(建同)を発足させ、四六年一月には両団体を主軸として在日朝鮮居留民団(民団)四八年の大韓民国樹立直後に「在日大韓民国居留民団」、九四年に「在日大韓国民団」と改称)が結成された。

日本を占領したGHQ(連合国軍総司令部)は、朝鮮人の祖国への

引き揚げ計画に着手した。しかし船舶を海外にいた日本人の引き揚げ用に優先的にまわしたため、朝鮮人のための船便を確保するのが困難になった。また朝鮮半島では解放後、連合国側が五年間の信託統治を行う方針を打ち出し、北半部にソ連、南半部にアメリカが駐留したため社会的な混乱が激化した。そのため日本に残っていた多数の朝鮮人は一時的に帰国を見合わせざるを得なくなった。

情勢の推移に対応して、朝連は民族教育活動をより本格的に推進していった。四六年一〇月段階ではすでに五二五の初級学院と四つの中学校、一二の青年学校に四万二〇〇〇人の児童生徒を擁する学校制度を築き上げていた。

アメリカが主導するGHQは当初、朝鮮人を「解放人民」と見なし、しかし日本社会で次第に民主運動が高まり、東欧やアジア各地でも社会主義勢力が拡大していくにつれて、朝鮮人対策に軌道修正を加えていく。

GHQは四六年一二月に朝鮮人の帰還計画を終了させ、日本に残った朝鮮人は今後、日本人と同様にあつかうと宣言した。その時点までに朝鮮人は百数十万人が帰国したものの、五十余万人がまだ残留していた。こうして残留者は名実ともに「在日朝鮮人」としての運命を強いられることになったのである。

四七年三月、アメリカのトルーマン大統領は議会で、「世界の自由主義国家は全体主義の侵略と闘わなければならない」という演説を行った。この「トルーマン・ドクトリン」を契機として、世界が冷戦構造

に巻き込まれていくなか、GHQは在日朝鮮人を治安対象としてとらえ、放任主義から弾圧政策へと方向転換していった。最初の矛先が向けられたのは民族教育だった。

四八年一月、GHQと日本政府は全国の都道府県知事に対し、文部省学校教育局長通達「朝鮮人学校設立の取扱いについて」を送った。その内容は、朝鮮学校を強制的に閉鎖し、子どもたちを日本人学校に就学させよというものだった。

当時、朝連系の学校は小・中学校五七三校（児童生徒数五万六三〇〇人）、民団系の学校は小・中学校五四校（児童生徒数六五〇〇人）が運営されていた。民族教育の場を奪おうとする方針に対し、朝鮮人は激しく抵抗した。三月に山口県で大規模な抗議行動が行われたのを皮切りに、各地で反対運動が沸き上がった。

兵庫県では四月二四日、県庁前で二万人の朝鮮人が抗議集会を開き、代表たちが知事と直接交渉を行った。その席上、知事は「兵庫県では学校閉鎖令を撤回する」と明言した。

ところがその夜、GHQによって神戸地区一帯に非常事態宣言が発表され、二〇〇〇人の朝鮮人が検挙された。神戸市内の朝鮮学校は三〇日に閉鎖された。

大阪においてはより痛ましい事態が生じた。二六日、府庁前の大手前公園で数万人の集会が開かれ、朝鮮人側代表が知事と交渉を行った。そのさなかに警察局長があらわれ、「五分以内に集会を解散せよ」と命じた。朝鮮人側は混乱を避けるため、同胞たちに集会の解散を呼びか

けた。

人々がやむなく散会しはじめた矢先、周囲を取り囲んでいた警官隊が襲いかかり、消防車のホースが放水を開始した。さらに警官隊が逃げ惑う人々に向かって発砲し、金太一という一六歳の少年の命が奪われたのである。

悲惨な流血の事態となった兵庫・大阪における闘いは、いまも「四・二四阪神教育闘争」として語り継がれている。

朝鮮半島では冷戦体制が進むにつれて一層混乱が激化していた。四年二月、アメリカは南半部だけで単独選挙を実施するという国連決議を採択させた。祖国に分断をもたらすこの決議に対し全土で激烈な反対闘争が沸き起こったが、五月に選挙が強行され、八月一日に大韓民国が樹立された。これに対抗して、北半部でも九月九日に朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」と略す）が創建された。ここに朝鮮半島は米ソ対立のあおりを受けて南北分断の運命を押しつけられたのである。

GHQと政府は、四九年九月に朝連を解散させ、一〇月には前年を上回る全面的な朝鮮学校閉鎖令を強行した。大阪の白頭学院建国学校だけが私立学校として認可された以外、朝連系も民団系もすべての民族学校が非合法化された。その結果、ほとんどの民族学校が強制閉鎖され、子どもたちは日本人学校に編入させられたのである。

民戦と総連

五〇年六月、朝鮮戦争が勃発した。翌五一年一月、在日朝鮮人の新たな組織として「在日朝鮮統一民主戦線」（民戦）が結成された。しかし民戦は朝鮮戦争反対闘争とともに、日本共産党の指導のもとに日本の革命運動に積極的に参加する過激な闘争を展開したため、次第に同胞社会の支持を失っていく。

一方、同年九月、日本はサンフランシスコ講和条約と日米安保条約に調印した。日本が主権を回復すると同時に、在日朝鮮人の法的地位は「日本国籍をもつ者」から「日本国籍を離脱する者」、つまり外国人にもどることになった。それにともない、政府は従来のように、朝鮮人を「日本国籍をもつ者」として取り締まるわけにはいなくなったかわりに、今度は国内にいる「外国人」として差別・抑圧を加える政策を取っていくことになる。

五五年五月、民戦が解散すると同時に、新たに「在日本朝鮮人総連合会（総連）」が結成された。総連は北朝鮮支持の立場を鮮明にしつつ、運動面では「路線転換」をはかり、日本の政治への「内政不干渉」の方針を明確にした。

総連は祖国統一と民族教育の促進を旗印に、全国で朝鮮学校の新増築運動を繰り広げた。総連の民族教育事業に対し、北朝鮮は五七年から毎年「教育援助費と奨学金」を送ってきた。

五九年には北朝鮮への帰国事業が開始され、六七年までに八万八〇〇〇人が帰国した。最近、「脱北者」問題と関連して、帰国事業そのも

のに対する批判がよく報道されているが、当時、在日朝鮮人は極度の貧困や就職差別に苦しんでいた事実、また帰国船に乗る前に、一度も北朝鮮に渡って現地状況を見聞する機会が日本政府から与えられなかった事実などを見逃してはならない。

なお、在日朝鮮人が北朝鮮に行き戻ってくる「祖国往来」の自由が認められたのは六六年、また海外旅行の自由が条件付きながら認められたのは七二年のことである。

日韓条約の国籍問題

六五年六月、日韓両国で大規模な反対運動が起こるなか、「日韓基本条約および諸協定」（日韓条約）が調印された。この条約により、日本政府は韓国を朝鮮半島における「唯一合法政府」と規定し、北朝鮮の存在を無視した。

また、「在日朝鮮人の法的地位」協定では、「朝鮮」籍と「韓国」籍の差別化がはかられた。戦後、在日朝鮮人は外国人登録証を所持することになったが、当初は国籍欄にすべて「朝鮮」と記入されており、大韓民国が樹立された以後、本人が希望すれば「韓国」に変更することが認められるようになっていた。

ところが法的地位協定では、「韓国」籍をもつ者を「大韓民国国民」と見なし、希望者には永住権をあたえるとした反面、「朝鮮」籍は単なる「符号」にすぎず、「朝鮮」籍を維持している者は「国籍のない朝鮮人」と見なすという見解をとった。すなわち日本政府は「韓国」籍と

「朝鮮」籍を選別する政策を進めることによって、在日韓国・朝鮮人社会にまで南北分断による対立を助長したのである。

ちなみに日本に在住する中国人、ドイツ人、ベトナム人の場合は、国家が分断されていても、国籍欄には「中国」、「ドイツ」、「ベトナム」と記入され、国籍上の区別が行われることはなかった。

総連結成以後、朝鮮学校の新・増築運動は全国に拡大した。五九年に朝鮮大学校が設立されたことにより、初級学校から大学校にいたる一五五校、学生約二万人を擁する民族教育体系が築き上げられた。

学校建設と合わせて重要な課題として浮上したのは、認可を受ける問題だった。文部省は朝鮮学校を学校教育法上の一条校（私立学校）として認可しなかった。しかし各種学校の認可権は都道府県知事の所管事項となっているため、朝鮮学校側はとりあえず各種学校の認可を得る運動を進めた。

五三年に京都朝鮮学園が初めて学校法人としての設置許可を受けたのを皮切りに、全国の朝鮮学校は次々と各種学校の資格を得ていった。とはいえ一条校ではないため、一般の私立学校に比べるとさまざまな制約を受けているのが実情である。

日本政府は六六年、「外国人学校法案」を国会に提出する構想を表明した。この法案は、外国人学校の統制権を文部省が一元的に掌握することによって、実質的には朝鮮学校に対する規制の強化をはかることとする内容だったため、朝鮮人だけでなく、広範な日本の教育関係者、文化人や諸団体からも強い反対の声が上がり、廃案に追い込まれた。

すると政府は、一部修正を加えて立法化しようとしたが、そのたびに日本や世界各国からも反対運動が起こった。こうして外国人学校法案は、四年間に七度も廃案にされた末、完全に消滅したのだった。

逆に、朝鮮学校に対する各種学校の認可は急増していき、七五年に山陰朝鮮初中級学校が認可を受けたのを最後に、すべての朝鮮学校が学校法人の資格を獲得するにいった。

また六九年三月には、日本政府は「出入国管理法案」を国会に上程したが、在日外国人に対する治安管理的な要素に満ちた内容だったため、総連、民団、および日本の各種団体もこぞって反対運動を起こし、結局廃案となった。

日立就職差別裁判

六〇年代までの在日韓国・朝鮮人運動は、総連と民団という二大組織が主導するものだったが、七〇年代以降、新しい動きがあらわれてきた。最初の契機となったのは、日立製作所就職差別問題だった。

在日韓国・朝鮮人が受ける民族差別で最も深刻な一つは就職問題だった。彼らはいかに優れた資質をもっていようと、日本の企業への就職の門戸は固く閉ざされていた。そのため彼らは学校を卒業した後、家族や親戚が経営している小規模の企業・店舗や、社会的地位が低いとされる劣悪な条件の職場で働くといったごく限られた選択肢しかもち得なかった。

それでなくとも日本で生まれ育ち、日本人学校に通った韓国・朝鮮

人の大多数は、自らの出自に誇りをもつことができず、通名（日本名）を名乗っていたが、その上、正常な就職活動さえできないため深刻な民族的コンプレックスに陥る状態が続いていた。

七〇年、愛知県出身在日二世の朴鐘碩氏（当時二〇歳）は神奈川県の日立製作所の採用試験を受けようと思い、履歴書に通名、本籍欄に愛知県と記入して送った。

彼は試験に合格したが、会社側から戸籍謄本の提出を求められたため、「自分は韓国籍なので戸籍謄本を取ることができない」と正直に申し出たところ、会社側から「わが社では一般外国人を雇わない」として採用取り消しを通告された。

朴氏はこれを不当な民族差別として裁判に持ち込んだ。友人たちをはじめ、多数の同胞や日本人が市民運動グループを結成して支援活動を繰り広げた。四年間にわたった裁判闘争の結果、横浜地裁は原告側勝訴の判決を下し、裁判過程で民族的アイデンティティに目覚めた朴氏は、本名のままで日立製作所に入社した。

この日立闘争の勝利以後、在日韓国・朝鮮人と日本人有志によるさまざまな市民グループが生まれ、それぞれの課題を掲げた運動が展開されるようになっていった。その一つに「国籍条項」問題がある。

日本では各種の福祉制度が実施されているが、そのほとんどには国籍条項、つまり福祉を受ける対象者は「日本国籍を有する者に限る」という条件が付記されていたため、在日韓国・朝鮮人は税金は日本人と同様に納めているながら、福祉制度においては、生活保護などのごく

限られたもの以外は受ける権利がないとされていた。各種の市民グループが国籍条項の削除を求める運動に取り組んだ。

大阪では七四年に一五の市民団体が在日韓国・朝鮮人に対する公営住宅入居差別の撤廃、児童手当の支給、老齢年金や福祉年金の適用、を大阪府と大阪市に申し入れた結果、府と市は翌年に公営住宅への入居資格を認める決定を下した。

こうした成果は近隣府県にも影響を与え、やがて全国的な国籍条項撤廃の動きへと波及していった。

指紋捺捺拒否の闘い

在日韓国・朝鮮人の人権問題が日本社会でクローズアップされたもう一つの裁判闘争は指紋捺捺問題だった。

八〇年九月に在日韓国一人世の韓宗碩氏が東京都新宿区役所で、外国人登録証の切り替えの際に指紋捺捺を拒否した。

当時、日本に定住している外国人は一四歳を越えると、外国人登録の新規登録や切り替えのときに指紋捺捺が義務づけられ、応じなければ、「一年以下の懲役もしくは禁固、または二〇万円以下の罰金」という重い刑罰が科せられていた。

日本人には犯罪者だけに強制される指紋捺捺がすべての在日外国人に強いられるのは重大な民族差別・人権侵害だとして指紋を拒否した韓氏の闘いはマスコミで大きく報道され、全国各地で捺捺拒否者が続出した。

拒否者は韓国・朝鮮人だけでなく、アメリカ人や中国人のなかにも同調者があらわれた。指紋捺捺制度を廃止すべきだという世論が高まり、多数の地方議会や全国市長会議などでも指紋捺捺制度の改正を求める決議が行われた。

圧倒的な世論の批判を浴びた法務省は、指紋捺捺を一回だけにする、永住者の指紋捺捺を廃止するなど、徐々に制度を改めていき、九九年三月の外国人登録法の改正によってついにすべての在日外国人に対する指紋捺捺制度を全面的に廃止するにいたったのである。

難民条約以後の差別問題

日本は八一年に難民条約に加入した。これは当時、インドシナ半島などからの難民が大量に日本に入国してきたにもかかわらず、日本が彼らの受け入れを拒否する事態が頻発し、国際的な批判が強まったため、遅まきながら加入に踏み切ったものだった。

難民条約に加入すれば、自国に滞在する難民に対し、自国民と同様の権利を認めなければならない。そのため日本政府は、これまで日本国籍者に対象を限定していた国民年金法、児童手当法などの国籍条項を撤廃する方針を決め、同年六月に「出入国管理及び難民認定法」を制定した（八二年一月一日発効）。

その結果、難民ではない在日韓国・朝鮮人を含むすべての在日外国人に対しても難民と同等の権利が与えられることになった。つまり、長年の懸案となっていた在日韓国・朝鮮人およびその他の在日外国人

に対する諸々の差別制度が、難民問題の延長線上で大幅に改善されることになったのである。

しかしもとよりこれによってあらゆる民族差別が解消されたわけではない。例えば、外国人登録証の常時携帯義務など、外国人登録法が外国人に強いているさまざまな制度は人権侵害だという批判が絶えない。

定住外国人の地方参政権や公務就任権については在日社会にも結論があるが、いまだに明確な制度改正が行われていない。

特に、在日韓国・朝鮮人の民族教育権については、旧態依然とした差別制度が継続されており、国連人権委員会などでも強い批判を受けている。

例えば、一条校の認定を受けていない朝鮮学校や韓国学校に対し、すべての国立大学や少なからぬ公・私立大学が高校課程修了者の受験資格を認めていない、文部科学省による教育助成金は皆無であり、地方自治体による助成金もきわめて小額にとどまっている、民族学校の運営費にあてるために拠出する同胞たちの寄付金が免税対象とされない、などの問題がある。(弊著『国際化時代の民族教育』を参照いただきたい。東方出版)

今年の三月六日、文科省は英米の学校評価機関が認定したインターナショナルスクールに限って大学入学資格を付与する方針を中央教育審議会に提案し、了承された。これは欧米系の学校には入学資格の条件を緩和する反面、朝鮮学校、韓国学校、中華学校などのアジア系学

校については現状を維持するというあまりにも露骨な差別であったため、激しい世論の批判を浴びた。そのため文科省は、先の方針を凍結し、アジア系の学校も含める方向で再検討せざるを得なくなった。

そして八月六日、文科省は大学入学資格のあり方を来春から大幅に見直す方針を発表した。それによると、高校卒業でない者も、志望先の大学が認めれば、大検を経ないで受験できるようにする。つまり外国人学校卒業生だけでなく、日本の高校中退者やフリースクール生徒などについても、大学側が「高校卒業と同等以上の学力がある」と判断すれば、その大学の受験資格を認めるというものである。

これは、大学受験資格問題に限れば、一応一歩前進といえることができる。しかし一定の条件を満たすインターナショナルスクールや韓国学校、中華学校については卒業生全員に受験資格を認める一方、朝鮮学校については依然として資格に制限を設けようとするものであり、他の外国人学校と朝鮮学校の間線引きをしようとする意図が透けて見える。さらに、教育助成金や寄付金の問題には一切改善策がしめされておらず、外国人学校差別の抜本的な解決にはほど遠いといわざるを得ない。

また在日韓国・朝鮮人の子どもの九割が日本人学校に通っている現状のもとで、日本人学校においても一定の民族教育を実施することが求められているが、大阪以外にはほとんど民族学級が存在せず、子どもたちが自民族の言語や歴史を学ぶ機会が皆無に等しい。大阪の民族学級といえども、週に一度放課後に子どもらが集まって民族的な文化

や遊戯を習う程度であって、正規のカリキュラムとして位置づけられておらず、民族講師に対する経済的・社会的な保障制度もきわめて低レベルにとどまっている。

法・制度的な面だけでなく、日本社会全般を見ても、いわれない差別や偏見が根強く残っている。特に就職差別の壁は韓国・朝鮮人青年たちに深刻な苦悩をもたらしている。

こうした実情のため、彼らの九割以上が民族的アイデンティティに誇りをもつことができず、出自を隠し、通名を名乗るといった状態がいつこうに改善されず、なかには民族的な悩みから逃避するために同化・帰化の方向に進む者も少なくないのである。

共生社会の創造に向けて

前述したように、かつては在日外国人問題といえば、事実上在日韓国・朝鮮人に対する民族差別問題を意味したが、現在では日本には欧米諸国はいうにおよばず、発展途上国からも多数の外国人が移住している。世界のポータル化が急速に進行している今日、日本においても新時代に相応した新たな外国人政策が必要になっている。

世界人権宣言は第二条で「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的又は社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と高らかにうたっている。

日本が九四年に批准した「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）や、九五年に批准した「人種差別撤廃条約」（あらゆる形態の人種差別的撤廃に関する国際条約）など一連の国際条約においても、すべての人間の権利と自由、民族的アイデンティティを尊重する精神が貫かれている。

国際条約のみならず、日本国憲法も法の下の平等（第一条）、教育を受ける権利（第二六条）、国際法規の遵守（第九八条）などを明記している。今日では、憲法が指す「国民」という語句には、内外人平等や国際協調主義の精神にもとづき、在日外国人も含まれると考えるのが常識である。

二一世紀を迎えた今日、もはや国内に一族だけが住む国家は存在せず、一国内に多民族あるいは一定数の外国人が居住するという状況は今後ますます加速化されていくだろう。そうした未来のビジョンを考えるとき、重要なキーワードは「多文化主義」である。

七〇年代から急速に世界に広がった多文化主義は、同化と分離主義のいずれも拒否し、「多様性の中の統一」をより高い次元で追求することを目標としている。

八八年に国家として世界で最初に多文化主義法を採択したカナダをはじめ、いまや多文化主義の精神は欧米諸国から全世界へと拡大しつつある。このような世界的な潮流に比べてみると、日本の在日外国人政策は時代錯誤的だといって過言ではない。

但し、在日韓国・朝鮮人問題をすべて他の在日外国人と同じ次元で

のみ把握しようとする観点には無理がある。すでに言及してきたように、長く複雑な歴史的背景を有する在日韓国・朝鮮人の問題には、他の在日外国人とは異なる特殊性がある。在日韓国・朝鮮人問題を正しく考察するためには、彼らの在日「外国人」としての普遍性と、「在日」外国人としての特殊性の両面を考慮しなければならない。

朝鮮半島では南北間の厳しい対立が続いてきたが、二〇〇〇年六月に韓国の金大中大統領が北朝鮮の平壤を訪問し、金正日総書記との間で歴史的な南北首脳会談が実現した。南北共同宣言では、統一問題の自主的解決、連邦制の共通性の認定、離散家族の訪問団の交換、経済協力や社会、文化などでの協力交流、早期の当局者対話、などがうたわれた。南北間の和解と交流が劇的に進展するのに合わせ、在日社会においても、総連と民団の合同イベントが各地で開催され、交流の気運が一気に高まった。その後、複雑化する国際情勢のもとで、やや交流が停滞化してきたように見えるが、決して後戻りすることはないだろう。

また韓国政府による日本の大衆文化開放政策や二〇〇二年サッカーワールドカップ日韓共催を契機に、両国間の関係は一層急速に発展している。

しかし日本と北朝鮮の関係は、昨年九月の小泉首相の訪朝を機に大きく改善されることが期待されたにもかかわらず、拉致問題や核開発問題などによって逆に悪化してしまった。

両国間には深刻な問題が山積しているが、つきつめれば、それらの

すべては両国間の国交が正常化されず、相互の信頼関係が醸成されてこなかったことに起因する。

南北を含めた朝鮮半島と日本の間には、この他にも戦後補償問題をはじめ、政治・経済・文化の様々な分野で未解決の問題が数多く残されている。二〇世紀に派生した問題は早急に解決し、二一世紀に向けた新たなビジョンを構築していくことが求められている。

そのためには双方の人々が古びた固定観念から脱却し、新時代にふさわしい志向性をもつことが肝要である。特に若い世代の人々が、日本人であれ、在日韓国・朝鮮人であれ、国籍や民族の違いを超え、真の共生社会の創造に向けて前進していくことを切に望みたいものである。

主な参考文献

小沢有作著『在日朝鮮人教育論（歴史篇）』 亜紀書房
『ミレ』編集部企画『在日朝鮮人の生活と人権』 明石書店
朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行調査の記録（大阪編）』 柏書房

平沢安政著『アメリカの多文化教育に学ぶ』 明治図書